

最低賃金改定のお知らせ

福岡県の最低賃金が以下のとおり改定されます。

地域別最低賃金		効力発生日
福岡県最低賃金	1時間 814 円	平成 30 年 10 月 1 日
特定最低賃金		効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 950 円	平成 30 年 12 月 10 日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間 905 円	
輸送用機械器具製造業	1時間 923 円	
百貨店、総合スーパー	1時間 867 円	
自動車（新車）小売業	1時間 915 円	

・これらの特定最低賃金に該当しない産業は、**福岡県最低賃金（1時間 814 円）**が適用されます。

・最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。

・最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。

・月給制の場合は、月給を1か月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。

・派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

詳しくは、福岡労働局労働基準部監督課賃金室

☎ 092-411-4578 FAX 092-411-4875

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

または、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。